


# 今回の見直しに当たっての基本的な考え方

平成29年9月22日

## 当研究会における主な意見（採用すべき統計について）

- 最終の消費地と税収の帰属地を一致させることが、検討の1丁目1番地。現実問題として、全国の地方団体がこの基準によって税収の取り分が違ってくるため、最終的には、しっかりした統計に基づいて、ベースのところは決め、カバーできない歪みの部分をどういう代理指標で置きかえるか、ということが検討の中心ではないか。
- 販売統計の不都合は、需要側の統計を用いれば原則的に解決する。需要側の統計については、サンプル調査であっても、将来的にある一定の規模と適切なサンプリングが行われれば、都道府県単位のデータとして信頼できるようになる。このような意味から、信頼性を増すような消費統計の改善が重要。
- 今回の課題は、都道府県の最終消費を如何に正確に計るかということに尽きる。各都道府県の消費を計っているものとして、県民経済計算があり、本来ならばそこでの消費統計を利用すべきではあるが、これは十分に信頼できる方法では推計されていない。
- 地域産業連関表を用いて非課税取引の中間投入の地域分布を把握し、それに基づいて実際の配分を行うためには、各都道府県が移出・移入について確かめていることが必要となるのではないか。
- 産業連関表や県民経済計算は加工統計なので、可能な限り、一次統計データから、どのくらい精緻化が可能かを検討すべきではないか。結論的には供給側の統計によらざるを得ないのかもしれないが、需要側の統計について、清算基準に用いる場合に何が不足しているのかを検討すべき。

## 今回の見直しにおいて採用すべき統計について（案）

- 
- 清算基準に求められる客観性、安定性等を踏まえれば、指摘される課題への対応を行いながら、今回の見直しについては、これまで用いてきた供給側統計を基本として行うべき
  - 将来的に、需要側統計のサンプル数拡大や県民経済計算や都道府県別の産業連関表の全国統一的な作成といった統計の見直しが行われた場合には、これに対応した清算基準の在り方も検討すべき

【参考】＜平成20年4月地方消費税の清算基準に関する研究会報告書（抜粋）＞

### 5 まとめ


#### （1）清算基準の見直しの考え方

地方消費税の清算基準は、客観的なものとして合意が得られるという観点から①最終消費を的確に捉えていること、また頻繁に見直す必要がない基準であるべきとの観点から②制度的に安定していること、いたずらに精緻化するのではなく住民から見て税収の帰属が分かりやすいという観点から③基準が簡素であること、という要件を満たしていることが必要であるといえる。

## 当研究会における主な意見（統計改革について）

- 統計改革でミクロ経済データを見直していくという動きになっていると思うが、今回の清算基準の見直しの話は、ミクロ経済データの見直しの動向とどのような関係になるのか。また、それをどう踏まえていくのか。
- 今後も重要性が増す地方消費税の算定に耐え得るように統計を整備していく観点も重要。清算基準に用いる指標は、裁量性が大きいと改正を繰り返すことに繋がるので、客観的な調査を用い、なるべく固定する方がよいのではないか。
- 仮に商業統計がサンプル調査に移行するのであれば、最終消費を把握するという地方消費税の制度にも大きく影響するので、移行後の対応も検討が必要か。
- 統計改革の趣旨は、経済センサスを充実させていくというものであり、商業統計のサンプル調査化については、経済センサスに統合された旧簡易調査部分をより充実した調査内容にするよう要請するべきではないか。ただ、サンプル調査化は少し先の話なので、この検討会でサンプル化を前提とした方向性を出すことは難しいのではないか。

## 今後の統計改革への対応について（案）

- 
- 商業統計のサンプル調査化等の動向に対しては、統計のユーザーとして適切な対応を求めるべきではないか

【参考】＜平成29年5月30日 衆議院・総務委員会＞  
（吉村政府参考人：経済産業省大臣官房審議官）

お答え申し上げます。本年一月に設置されました統計改革推進会議におきまして、GDP統計の精度向上に向けた検討等がなされ、今月十九日に最終取りまとめが行われたところでございます。その中で、GDP統計の精度向上に資するため、GDP年次推計のための一次統計に主として用いられております商業統計につきましては、商業マージンなどを毎年把握できますよう、調査項目を重点化した上で、現行の実質五年に二回の調査頻度から、平成三十一年度からになりますが、毎年実施に変更することとしております。より詳細な調査計画につきましては、今後、有識者等をメンバーとする研究会を開催しまして、具体化を図っていくこととしておりますが、調査頻度が増加することを踏まえまして、調査対象者の負担の軽減に配慮するとともに、調査の効率化あるいは早期公表の観点から、御指摘がございました点につきまして、調査対象数について、これまでの全数調査から標本調査に変更し、また、調査経路につきましても、国直轄による民間事業者を活用した調査の実施を念頭にしているところでございます。